

春日部市くらしを運ぶ事業者支援金 申請要領

申請期間

令和7年4月4日（金）～令和7年6月3日（火）

申請方法・提出先

【申請方法】

郵送（当日消印有効）又は直接持参

【提出先】

《郵送の場合》

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

春日部市役所 商工振興課 商工振興担当 行

※料金不足の場合は受取できませんので、発送前に必ず送料を確認してください。

※必ず、封筒の裏面に差出人の住所及び法人名・氏名を記載してください。

※レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※申請期間前の受付（郵送）はできません。

《直接持参の場合》

春日部市役所 第二庁舎3階 商工振興課

（月曜日から金曜日 8:30～17:15）※祝日を除く

春日部市商工振興課

春日部市くらしを運ぶ事業者支援金 申請要領

1. 目的と概要

燃料価格高騰の影響を受けている市内の貨物自動車運送事業者に対して、その影響を緩和するため、支援金を支給します。

2. 申請期間

令和7年4月4日（金）～令和7年6月3日（火）（当日消印有効）

※不足書類がある場合、受付できません。

※申請期間外の受付はできません。また、申請期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。

3. 対象者

次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- (1) 令和7年4月1日時点において「貨物自動車運送事業法」に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を行っている貨物自動車運送事業者であること。
- (2) 個人事業者については、申請時において、春日部市内に主たる事務所又は事業所を有していること。
中小法人については、申請時において、春日部市内に本社・本店を有していること。
- (3) 支援金の申請日において廃業しておらず、今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ・暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている中小法人
 - ・政治団体
 - ・宗教上の組織又は団体
 - ・その他本支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業者又は中小法人

4. 対象車両

次の条件をすべて満たす車両が対象となります。

- (1) 「道路運送車両法」の規定に基づき、適法に運行の用に供していること。
- (2) 「3. 対象者」において、「貨物自動車運送事業法」に規定されている事業の許可を受けている又は届出を行っている営業所（春日部市内に限る）において、事業の用に供している車両であること。

【営業所・支店等について】

営業所・支店等についても市内のものに限る。

- (3) 「3. 対象者」において所有し、または自動車リース事業者とのリース契約もしくは自動車販売事業者との割賦契約等に基づき使用していること。
- (4) 三輪以下の自動車、被けん引自動車または霊きゅう自動車ではないこと。
なお、普通自動車、小型自動車の場合は緑ナンバー、軽自動車の場合は黒ナンバーであること。
- (5) 登録年月日が令和7年4月1日以前であって、申請日まで引き続き登録されていること。（車検の有効期間内であること）

5. 支給額

事業用貨物自動車の種別	ナンバーの種別	1台あたりの支給額
普通自動車・小型自動車 (三輪以下の自動車を除く)	緑ナンバー	20,000円
軽自動車(三輪以下の自動車を除く)	黒ナンバー	20,000円

※「道路運送車両法」を基に区分。「道路交通法」上の大型、中型自動車は普通自動車になります。

6. 申請書類

以下の書類を揃えて、申請してください。また、申請にあたっては『提出書類チェックリスト』をご活用いただき、遺漏のないよう申請してください。

- (1) 提出書類チェックリスト
提出書類がすべて揃っていないと受付することができません。
- (2) 「春日部市くらしを運ぶ事業者支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)」
市公式ホームページよりダウンロードしてご使用ください。
申請者及び振込口座の名義は、同一にしてください。(※「記入例」参照)
※ゆうちょ銀行の場合、「店番3桁の数字」、「口座番号」を記入。
(※「ゆうちょ銀行 参考資料」を参照)
- (3) 「春日部市くらしを運ぶ事業者支援金 支給対象車両一覧(様式第2号)」
市公式ホームページよりダウンロードしてご使用ください。(※「記入例」参照)
- (4) 対象車両すべてに係る「自動車検査証」と「自動車検査証記録事項」(提出する「自動車検査証」が、電子化される前のものである場合は不要)の写し
※令和5年(2023年)1月より新たに交付される「自動車検査証」は電子化されました。(軽自動車は、令和6年(2024年)1月より)電子化された「自動車検査証」には、所有者及び使用者の住所等の情報が記載されていないため「自動車検査証」とあわせて「自動車検査証記録事項」の提出が必要になります。

【「自動車検査証記録事項」について】

電子車検証交付時に発行されているものです。もし、お手元がない場合は、国土交通省の提供する『車検証閲覧アプリ』を利用し帳票の印刷をお願いします。

詳しくは、国土交通省の電子車検証特設サイトをご確認ください。

〈国土交通省 電子車検証特設サイト〉

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

(5) 一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出もしくは変更等届出書の写し。

(6) 事業所所在地の確認ができるもの

①個人事業者

春日部市内に主たる事務所又は事業所を有していることが分かる書類

《青色申告者》

- ・直近の確定申告書 B 第一表
- ・所得税青色申告決算書（一般用）（1 ページ目）

《白色申告者》

- ・直近の確定申告書 B 第一表
- ・収支内訳書（一般用）（1 ページ目）

※e-Tax による申告の場合は「受信通知」もあわせてご提出ください。

②中小法人

春日部市内に本社・本店を有することが分かる書類

- ・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し（取得後 3 か月以内のもの）

(7) 「春日部市くらしを運ぶ事業者支援金支給申請書兼請求書（様式第 1 号）」に記入した振込指定口座の通帳の写し

- ・通帳の表紙及び通帳を開いた 1・2 ページ目

※申請書類は返却しません。また、必要に応じて追加の書類提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不支給決定をさせていただくことがあります。

7. 申請方法及び提出先

【申請方法】

郵送（当日消印有効）又は直接持参

【提出先】

《郵送の場合》

以下の住所あて、送付してください。

〒344-8577 春日部市中央七丁目 2 番地 1

春日部市役所 商工振興課 商工振興担当 行

※料金不足の場合は受取できませんので、発送前に必ず送料を確認してください。

※必ず、封筒の裏面に差出人の住所及び法人名・氏名を記載してください。

※レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※申請期間外の受付はできません。

《直接持参の場合》

春日部市役所 第二庁舎3階 商工振興課

(月曜日から金曜日 8:30～17:15) ※祝日を除く

8. 申請から給付金支給までの流れ

(1) 申請

必要書類（『提出書類チェックリスト』をご参照ください）を申請期間内に郵送（当日消印有効）又は直接持参にて申請してください。



(2) 申請書類審査

不足書類や不備等がないものから、申請の受付を行います。受付後、市で書類審査を行います。記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



(3) 支援金支給

支給が決定された方には、ご指定の口座へ振込手続きを行います。併せて、「春日部市くらしを運ぶ事業者支援金支給決定通知書（様式第3号）」を送付します。また、不支給となった方には、「春日部市くらしを運ぶ事業者支援金不支給決定通知書（様式第4号）」を送付します。

9. 注意事項

(1) 本支援金を同一車両において重複して申請はできません。

(2) 本支援金を受給後に、支給対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金受給相当額を返還していただきます。

(3) 支援金の総額が予算額に達した場合は、申請受付、支給を終了させていただきます。不足書類があると受付ができませんので、再提出までの期間に終了する可能性があります。『提出書類チェックリスト』で確認をお願いします。

(4) 申請にあたっては、「自動車検査証」などの公的書類を撮影し写真で提出することは、文字の判別が難しくなる可能性があるためお控えいただき、原本のコピーを提出してください。

(5) 本支援金の支給を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることはできません。

(6) ご記入いただいた個人情報は、本事業に関する以外には使用しません。

(7) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。

10. Q&A (よくある質問)

(1) 対象者、対象車両等について

Q1：春日部市外に本社があり、事業所が春日部市内にある場合、支援金の対象になるか。

A1：対象になりません。本社が春日部市内にあることが条件となります。

Q2：春日部市内に本社があり、事業所が春日部市外にある場合、支援金の対象になるか。

A2：市外の事業所は対象になりません。

Q3：春日部市内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請してよいか。

A3：本社がとりまとめのうえ、申請してください。

Q4：電気自動車も対象となるのか。

A4：対象となります。

(2) 申請手続等について

Q5：市公式ホームページよりダウンロードした「春日部市くらしを運ぶ事業者支援金 支給対象一覧(様式第2号)」の記載枠が足りないが、どうしたらよいか。

A5：適宜、様式第2号を追加して使用してください。

Q6：令和5年1月以降に車検を更新したため「自動車検査証」と「自動車検査証記録事項」を発行されたが、「自動車検査証」のみの提出は認められるか。

A6：認められません。「自動車検査証記録事項」の写しも提出が必要となります。紛失した場合は『車検証閲覧アプリ』から印刷してください。

〈国土交通省 電子車検証特設サイト〉

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

Q7：二輪車は支援金の対象になるか。

A7：対象になりません。三輪以下の自動車、被けん引自動車及び霊きゅう車は対象外です。

Q8：リース車は支援金の対象になるか。

A8：対象になります。緑ナンバー又は黒ナンバーの車両であって、「自動車検査証」又は「自動車検査証記録事項」の「使用者の氏名又は名称」が申請者と同一であり「使用の本拠の位置」が市内であれば対象になります。

Q9：割賦により所有権留保されている車両は支援金の対象になるか。

A9：対象になります。緑ナンバー又は黒ナンバーの車両であって、「自動車検査証」又は「自動車検査証記録事項」の「使用者の氏名又は名称」が申請者と同一であり「使用の本拠の位置」が市内であれば対象になります。

Q10：令和7年4月1日時点で車検切れの場合は申請できないか。

A10：令和7年4月1日時点で運送事業の用に供しうる状態であることが前提となるため、車検切れの状態にあった車両は申請できません。

Q11：他の自治体の燃料費補助金も申請している（または、受給している）が、本支援金の対象となるか。

A11：対象となります。

Q12：支援金の支給までには、どれくらいの期間がかかるのか。また、支給決定通知書(様式第3号)」はどのように届くのか。

A12：申請書類に不備等がなければ、受付後、概ね2か月程要すると考えております。(申請が同時期に集中した場合等はこの限りではありません)
なお、不足書類があると受付ができませんので、再提出までの期間に受付終了する可能性があります。『提出書類チェックリスト』で確認をお願いします。支給が決定しましたら、申請者の所在地あて郵送にて送付することを予定しています。

Q13：申請後、支給が決定しない場合、どのように連絡がくるのか。

A13：「春日部市くらしを運ぶ事業者支援金不支給決定通知書(様式第4号)」を申請者の所在地あて郵送にて送付することを予定しています。

Q14：「春日部市くらしを運ぶ事業者支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)」を紛失したので、送ってほしい。

A14：市公式ホームページからダウンロードしていただきますよう、お願いします。

(3) その他、本支援金全般について

Q15：郵送で申請する場合、受領確認の連絡はくるのか。

A15：受領確認の連絡は行いませんので、必要とされる場合は、レターパックなど、ご自身で追跡できる方法で郵送してください。

Q16：本要領中に、関連する法令などがたくさん記載されていて分かりにくい。しっかり読んだ方がよいのか。

A16：申請に必要な書類は、要領に記載のとおりです。また、申請後の流れについても要領中の記載をご確認ください。申請者様のため、よく要領をお読みいただき、ご理解いただいたうえで申請いただくことを推奨いたします。

Q17：報告や是正の措置等、申請後の市側の対応について、どのようなものを想定しているのか。

A17：提出いただいた申請書類を基に、担当者が分からないことを伺い、必要に応じて訂正いただくことがあります。また、国の交付金を活用した事業であることから、国の求めに応じて話を伺うことなどが想定されます。

Q18：「交付決定通知書」はあるが、「交付確定通知書」はないのか。

A18：できる限り、早期に給付金を事業者様へ入金するため、「交付確定通知書」はご用意しておりません。

Q19：本支援金について、「実績報告書」の提出は必要なのか。

A19：支援金のため、補助金のような「実績報告書」の提出は求めていませんが、決定通知書にアンケートを同封しますので、ご協力ください。

Q20：「自動車検査証記録事項」とは、どのようなものか。また、申請にあたって見方が分からないので教えてほしい。

A20：申請にあたっては、申請車両すべてについて、「自動車検査証」と「自動車検査証記録事項」（車検証が電子化されている場合）」の写しの提出が必要となります。「自動車検査証記録事項」については、以下の「みほん」を参考にいただき、申請にあたっては、赤枠部分の内容が要件を満たしているか確認のうえ、ご申請ください。

お問合せ

商工振興課 048-797-8029

(月曜日～金曜日 8:30～17:15) ※祝日を除く

記録年月日 令和 [] [] []

A

自動車検査証記録事項

1. 基本情報	
自動車登録番号又は車両番号	様式2に正しく転記できているか
車台番号	
登録年月日/交付年月日	令和 [] [] []
初度登録年月	令和 [] [] []
有効期間の満了する日	令和 [] [] []
登録年月日は令和7年4月1日以前となっているか	有効期間の満了する日は令和7年4月1日以降であるか
所有者の住所	
使用者の氏名又は名称	申請者と所有者（使用者）は同一であるか
使用者の住所	使用者の住所は春日部市内であるか
使用の本拠の位置	使用者の本拠の位置は春日部市内であるか
3. 車両詳細情報	
車名	[213]
型式	普通・小型又は軽自動車となっているか
原動機の型式	事業用となっているか
自動車の種別	用途
車体の形状	箱型 [001]
車両重量	1730kg
車両総重量	1950kg
前軸重量	940kg
前後軸重	
後前軸重	
後後軸重	790kg
燃料の種類	ガソリン
4. 備考	
貨物又は特種となっているか。特種の場合は、「車の形状」について貨物輸送を目的としたものとなっているか	

みほん

【注意事項】
記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID



1. 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金で、番号が8桁の場合(例)

